

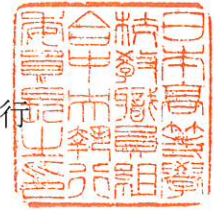
2026年6月2日

中道改革連合

代表 小川 淳也 様

日本高等学校教職員組合

中央執行委員長 鯉沼 正行



## 要 望 書

平素より、私たち日高教の取り組みに格段のご理解を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、現在、学校現場では、GIGAスクールにおける学びの充実や生徒の適性や進路等に応じて必要となる資質・能力の育成、また、多様化に対応した特色ある学校づくりが求められています。これらを具体化し、高校・中等教育学校及び特別支援学校(以下、高校等とする)において「児童生徒一人ひとりに充実した教育」を保障するためには、教育関係予算の大幅な増額とともに、教職員定数や教職員の待遇・勤務条件等の改善、施設・設備の充実を図る必要があります。

つきましては、教育施策・予算等において、別添の日高教『高校・中等教育学校及び特別支援学校教育予算の増額・充実に関する要望書』、『給与・勤務条件改善要求のための調査』における事項とともに、下記事項の早期実現を強く要望いたします。

### 記

1. 学校における働き方改革に関しては、次の事項を踏まえたものとなるように国会等で審議されたい。
  - (1) 教職員のワークライフバランスを図るとともに、高校等教育の質向上や魅力ある勤務環境の確保に資するため、時間外勤務抑制のための実効ある措置を講じられたい。
  - (2) 校内の事務業務においては、効率化したシステムを構築し、ICTを活用した業務改善を推進するとともに、十分な予算措置を行われたい。
  - (3) 高校等における部活動の在り方においては、中学校と同様に地域展開を前提として進めることとし、教職員を含む専門的な知識・技術を持つ外部人材が活躍できる仕組みを構築するよう研究を進められたい。さらに、校種を越えた部活動における地域展開を図られたい。地域展開が実現する当面の間は、地方自治体に対して部活動指導員の配置を拡充するとともに、教職員に対する部活動指導手当のさらなる増額を図られたい。
  - (4) 学校における業務マネジメントの確立にもとづく質の高い教育実践に資するため、高校等において、副校長の必置及び複数教頭配置による『業務マネジメント充実検証事業』を実施されたい。
  - (5) 学校における業務管理・時間管理の在り方の検討のため、校種別業務実態調査を悉皆調査として実施されたい。
2. 高校等における教職員定数においては、次の事項を踏まえたものとされたい。
  - (1) 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下、高校標準法

とする)」を抜本的に見直されたい。当面は、第22条を教育的ニーズ及び学校現場の実態に即したものとなるよう改正されたい。特に、教育の質向上、情報化、地域連携などの施策に対応できるよう措置されたい。

- (2) 高校標準法の算定においては、学習指導要領にもとづく「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」を定めて、各教職員及び各学校における必要年間業務項目・時間(仮称)を計画し、実績も含めて公表する制度を導入されたい。あわせて、「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」にもとづく換算人員を標準定員とされたい。
- (3) 高校標準法において、教育の質向上に資する観点及び学校現場の勤務実態、現代の生徒の実態を踏まえて、1学級30人となるよう定数を改善されたい。
- (4) 高校標準法に教員業務支援員やICT支援員等の教育的ニーズや学校現場の実態に見合った職種を位置づけられたい。なお、これらの職務に見合った待遇を確保し、確実な配置を進められたい。
- (5) 総合的な探究等における地域・他校との連絡調整を行う業務を教員の代わりに担う外部人材(地域連携支援員(仮称))を制度化されたい。
- (6) 高校における特別支援教育を充実させる観点から、特別な支援が必要な生徒の指導と、教員の指導・育成にあたる特別支援学校籍の教員を加配または定数化されたい。
- (7) 高校等における加配教職員定数において、次の事項を新たに加えられたい。なお、地方財政措置の予算定員(地方財政計画人員)における加配定数は、他の行政職員定数と同様に増員となるよう総務省に要求されたい。特に、地方教育費調査における実支出率の高い高校段階の実態に即した対応を図られたい。
  - ① ICT支援員を各校1人配置となるよう拡充されたい。加えて、ICT機器管理等の情報担当加配を設置されたい。
  - ② 平日及び土日における時間外での学習指導や部活動に伴う超過勤務が多い全日制高校における新たな加配事由(学習指導環境改善加配、課外教育活動充実加配等)を措置されたい。
  - ③ すべての高校において、キャリア教育推進加配、地域連携加配、小規模校加配を設置されたい。

3. 高校等における給与体系において、大学などの高等教育への接続及び企業をはじめとした地域社会への橋渡しを担う状況などの実態を踏まえたものとされたい。

4. 高校教育の質向上に関しては、次の事項を実行されたい。

- (1) 「高等学校教育改革促進基金の創設～N-E. X. T. ハイスクール構想～」について、特に地方の自治体に対して優先的に補助を行い、地方創生 2.0 の推進及び地域における社会課題への対応と併せて、地方の公立高校における学びの充実を図られたい。高等学校教育改革が学校現場の負担増につながらないように、学校に応じた適切な内容や業務量としつつ、専門家の配置や加配措置を図られたい。
- (2) 1人1台情報端末のソフトウェアや保守・機器の更新、修理、通信に係る費用、教室等の大型提示装置の整備において十分な予算措置を継続的行われたい。また、公費による端末の整備が行われていない自治体においては、格差が生じないように家庭等に対する支援等において十分な予算措置を行われたい。
- (3) ネットワーク環境の整備においては、学校間格差が非常に大きく、学校の構内すべ

てにWi-Fi環境が整っていない現状も散見されていることから、校内におけるネットワーク環境の整備や、体育館や実習室、農場等も含めた構内すべてにWi-Fi環境が整うよう予算措置を行われたい。

- (4) 地方創生の重要な役割を担う人材の育成において、地域の活性化やコミュニティーの在り方等を学ぶ生徒がより深く学べるよう、大学等との連携を図り継続して地域課題を研究できる環境を整えられたい。
  - (5) 高校・特別支援学校等における障害や不登校等の多様な背景のある児童生徒及び日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の特別な配慮が必要な児童生徒に対する支援においては、地方財政措置等によらず国が責任を持って対応できるよう、文科省の単独事業による対応が可能となる制度を構築されたい。具体的には、これらの対応に必要な人員・財政措置において、文科省において単独事業として確保し、必要な自治体に支援されたい。
  - (6) 義務教育段階で議論されているカリキュラム・オーバーロードについて、高校段階においても大学入学共通テストに向け進学校を中心に7時間授業が常態化している実態に鑑み、主体的に学習する習慣を身に付ける指導への転換と、進路希望によって自由に科目選択ができるカリキュラム編成をめざされたい。
5. 大規模災害が頻繁に発生している状況に鑑み、地域安全や学校安全の推進の観点から、地域と学校の連携を踏まえた学校施設の防災対策や防災マニュアルの整備に要する予算を増額されたい。特に、大規模災害を想定したマニュアル作成及び見直し時に、防災の専門家の知見が地域や学校で生かせる体制づくりを図られたい。
  6. 一億総活躍社会の実現とともに、仕事と子育て・介護など家庭生活との両立を図り、ワークライフバランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援について、早急に改善・整備を図られたい。
  7. 教員の人材確保に関しては、教師の魅力向上を図るとともに、教職課程見直しにおいても、教師の養成に効果的なものとなるよう進められたい。